

官報

号外 昭和四十年三月十八日

○第四十八回 衆議院會議録 第十九号

昭和四十年三月十八日(木曜日)

議事日程 第十七号

昭和四十年三月十八日
午後二時開議

第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
第二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び母子保健法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年三月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス(以下「特定高圧ガス」という。)を消費する者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が同表の下欄に掲げる数量以上であるもの又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受けるもの(以下「特定高圧ガス消費者」と総称する。)は、事業所及び消費する特定高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

昭和四十年三月十八日 衆議院會議録第十九号 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

種類	数量
圧縮水素	容積 三百立方メートル
圧縮天然ガス	容積 三百立方メートル
液化酸素	質量 三千キログラム
液化アンモニア	質量 三千キログラム
液化石油ガス	質量 三千キログラム
液化塩素	質量 千キログラム

2 前項の貯蔵能力は、通商産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

第二十四条の三第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項及び第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化塩素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十四条の四第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化塩素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十七条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第二十八条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素取扱主任者」を「特定高圧ガス取扱主任者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第四項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十二条第二項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十四条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十五条の二中「第一種製造者」の下に「又は特定高圧ガス消費者」を、「製造」の下に「又は消費」を加える。

第三十六条第一項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に、「第三十四条」を加える。

第三十九条第一号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第二号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第四十八条第一項第三号中「通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」を「バルブ(通商産業省令で定める規格に適合するバルブ)及び通商産業省令で定める附屬品であつて、通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」に改める。

める規格に適合するものに改める。

第五十九条の九第三号を次のように改める。

三 特定高圧ガス消費者

第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に

「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者である者(次項に規定する者を除く。)に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日」の二十日前までに「とあるのは、」高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行の日から一月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条

第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

高圧ガスの大量消費の増加に伴つて発生が予想される災害の防止を図るため、高圧ガスの消費に關する規制を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 たいだいま議題となりました高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

従来、高圧ガスの取り締まりは、ガスの加圧、充てん等の製造行為に対してきびしく、その反面、減圧を伴う消費行為に対してはゆるやか

でありましたが、最近、高圧ガスを大量に消費する工場が増加し、大規模な事故の発生を見ておりますので、これらの消費についても規制を強化するの必要を生じ、この理由に基づいて本改正案が提出されたのでございます。

改正内容を要約いたしますと、

第一点は、特定の高圧ガスの大量消費者に対する規制の強化でありまして、そのために消費施設及び消費方法の届け出制をとるとともに、これらについては技術上の基準を定め、これを順守せしめること、取り扱い主任者を選任せしめること、定期自主検査を義務づけること等を新たに規定するものであります。

第二点は、大型容器の付属品について、従来のバルブのほか、特定の付属品にも規格を定めてこれを守らせることとあります。

本改正案は、三月二日に当委員会に付託され、現地視察、参考人の意見聴取等をも行なつて審査を重ね、三月十七日に至り、採決を行ないましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、特に液化石油ガスの保安の万全を期するため、タンクの地下式統一、容器部品の改善と自動安全装置の開発、充てん施設の配置と保安距離の検討、保安教育の徹底、高圧ガス保安協会の活動の活発化及び液化石油ガスの需給の安定についても政府において十分配慮すべき旨の附帯決議を付しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 昭和四十年二月八日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。 第二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。 第三条の見出しを「(治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和四十年年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に關する計画(以下「治山事業五箇年計画」といふ)の案を、建設大臣は、河川審議會の意見をきいて、昭和四十年年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に關する計画(以下「治水事業五箇年計画」といふ)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

第三条第二項中「治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画(以下「治山事業十箇年計画」と総稱する。)」を「治山事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治水事業十箇年計画」と総稱する。)」を、治水事業五箇年計画に改め、同項第一号及び第二号中「前期及び後期の各を削り、同条第三項から第六項までの規定中「治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」に改める。

第四条(見出しを含む)中「治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものは、又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付(昭和三十九年度以後の年度のこの会計の予算で昭和四十年年度以後の年度に繰り越したのものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業十箇年計画」を「治水事業五箇年計画」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二条第三項第一号に規定する災害復旧事業」の下に「(以下「災害復旧事業」といふ。))を、「委託に基づき施行するもの管理」の下に「並びに河川法(昭和三十九年法律第

百六十七号)第九条第一項の規定により建設大臣が行なう一級河川の管理(災害復旧事業を除く。)に關する政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中(昭和三十九年法律第百六十七号)及び「及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法(昭和三十四年法律第百七十二号)本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るもの」を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項第一号中「直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同項第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に改め、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、「第五号」を「第四号」に、「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「又は工事」を、「工事又は事務」に改める。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十一項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十項の次に次の一項を加える。

21 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に既に施行したもの(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年年度以後の年度に繰り越したのものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

理由

わが國經濟の發展に対処し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和四十年年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を作成する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

現行の治山治水緊急措置法は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の決定に関する事項等を定めるために、昭和三十五年に制定されたものであります。近時におけるわが国経済の発展に対処するため、その一部の改正の要に迫られた次第であります。

その要点は次のとおりであります。

第一に、農林大臣は新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画の案を、建設大臣は新たに昭和四十年度を初年度とする治水事業五カ年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとしたこととあります。

第二に、以上に伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行なうものとしたこととあります。

本法案は、去る二月十九日日本委員会に付託され、二月二十四日提案理由の説明を聴取し、自來、農林水産委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を進めてまいりましたのであります。審査の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十七日、質疑を終了いたしました。日本社会党を代表して岡本隆一君より修正案が提出せられました。修正案の内容は、水害常襲地帯に関するものであります。修正案は採決の結果、少数をもって否決せられました。次いで、原案について採決いたしましたところ、多数をもって可決、よって、本案は原案のとおり可決すべきも

のと決した次第であります。

なお、本法案には、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して正示啓次郎君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、全会一致をもって可決せられました。

附帯決議の内容は、治山治水事業新五カ年計画の改定及び水害常襲地帯の治水対策に関するものであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。岡本隆一君。

〔岡本隆一君登壇〕

○岡本隆一君 私、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第一の理由は、本法を裏づけること、治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しごとくであることとあります。

由來、本法は、昭和二十八年の全国的な大水害以来、昭和三十四年の伊勢湾台風に至る相次ぐ災害の頻発にかんがみ、昭和三十五年、台風による災害を未然に防止せんがために制定されたものであります。しかるに、本法に基づく治山並びに治水前期五カ年計画は、いわゆる所得倍増計画による物価の値上がりとその後の相次ぐ災害の発生

ために事業費を大きく食われ、当初の計画はいずれも十分に消化されていなかったのであります。

治山事業前期五カ年計画を見ましても、事業費は当初計画を上回りながらも、事業費は当初の計画のわずかに五八%を消化しておるにすぎません。治水事業前期五カ年計画にいたしましても、同じく事業費は約二割当初計画を上回っておりながら、事業費はやや下回っているであります。

しかも、この事業内容には伊勢湾台風や第二室戸台風による計画の繰り上げ実施なども含まれているのでありますから、当初計画はほとんど台風に食われてしまったといつても過言ではないのであります。

元來、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追って歩いているというのが現実の姿であります。前期五カ年計画は予防行政の實を全くあげておりません。政府は、かかる認識の上に立って、真の治山治水事業を日本に確立するために姿勢を正すべきであります。

一昨年、建設省は治水水系計画なるものを発表いたしました。十五カ年間に八兆三千億の投資を行なう、昭和五十五年にはアメリカ並みの治水効果をあげ、昭和六十年には水害なき日本をつくりたいというのであります。水害に悩む国民は目をみはってこれに大きな期待を寄せました。治水水系計画は、水害に悩む地域の住民にとつては、生きる希望をつなぐただ一筋の光となっているのであります。しかるに、今般発表されました新五

カ年計画は、災害関連費等を含めて一兆二千億、本来の治水事業費はわずかに八千五百億でありま

す。治水水系計画の一〇%にすぎません。十五カ年の治水水系計画を三期に分け、その第一期の五カ年に相当する新五カ年計画にわずかに一割より事業が消化されないということでは、この国民の期待は容易に実現しそうではございません。国民の夢はまさに砕かれたのであります。災害に苦しむ住民にとつてはまことに非情の政治といふほかありません。

政府は、後期五カ年計画を新五カ年計画と改称するにあたりまして、これは新河川法の実施に適應し、災害の発生及び流域社会の経済の発展、水需要の増大など、新しい事態に即応するものであると説明いたしております。しかし、新五カ年計画の实体は、後期五カ年計画の手直しにすぎない程度のお粗末しごとくのものであります。そうしてそのことは、昨日の建設委員会におきまして本案採決の際に議決されました与野党共同提案の附帯決議にも明らかに指摘されておるのであります。

昭和三十五年策定されました本法に基づく治水事業後期五カ年計画は四千八百五十億でありま

しては、あまりにもお粗末でありまして、羊頭狗肉、看板に偽りありとはまさにこのことであります。(拍手)

われわれの求めるものは、治水計画ではなくて、治水効果であります。いかにもそれが画期的なものであるかのごとく新五カ年計画と呼称することによる宣伝効果ではなく、どうして国民を水害から守るかという心のこもったあたたかい政治なのであります。治水水系計画に基づいた治水効果をあげるにはあまりにも貧弱な新五カ年計画を、私は断じて承認することはできません。これが本案に反対する第一の理由であります。

次に、新五カ年計画の内容をささいに検討いたしますと、日本の治水事業のあり方に大きな誤りのあることを指摘せざるを得ないのであります。水を治めるには山を治めよとは、古来治水の鉄則とされております。さればこそ、治水水系計画でも八兆三千億の治水投資のうち、その三七七を砂防に充てておられるのであります。河川事業に五六七、ダムに七〇、砂防に三七七というのが治水総投資の配分であります。しかるに、新五カ年計画にありましては、河川に六〇、ダムに一九、砂防に二二の配分を行ないまして、総投資額では七と三七との配分にあるダムと砂防とが、ほぼ並行して行なわれております。著しい砂防の軽視、ダムの偏重であります。近年わが国治水事業に行なわれつつあるこの偏向は、著しい弊害を招きつつあります。

その第一は、ダムの埋没であります。せつかく

つくったダムも、上流における砂防がないために、どんどん埋まってしまうのであります。私はかつて恵那川で完全に土砂に埋もった落合ダムを見て驚かされたのであります。同様な傾向は全国至るところのダムに見られ、すでに半分近く埋もったダムが少なくないというのであります。せつかく巨費を投じたダムが、治水、利水の機能を失いつつあるのであります。砂防を伴わぬダム工事は、半ば無効投資となるということでありま

第二には、河床の上昇であります。上流からどんと押し流されてくる土砂による河床の上昇は、河川工事をますます困難なものにしていきま

砂防の軽視は、河川工事を無効にし、ダムを無力化しつつあります。さいの川原に石を積むがごときが、わが国のいまの治水事業であります。(拍手)洪水として流れてくる水の四割は土砂であるといわれております。洪水は空からのみ降るものではなく、山地の崩壊により地上でもつくられるものであるということを忘れてはなりません。砂防を無視して治水は不可能であるにかかわらず、今日の治水行政はそれを忘れて行なっているのであります。そのことは、新五カ年計画における各事業別の進捗率を治水水系計画との比において見ると

きに、きわめて明らかになるのであります。すなわち、新五カ年計画における進捗率は、河川は一〇、ダムは二八、砂防は五・五、ということになっておりました。ダムのみ先行して、砂防事業は全く置き忘れられたかの感があるのであります。こうしてつくられた上流の砂防を忘れたダムは、やがて土砂に埋まってその機能を失い、ダムの残骸となるのであります。治水問題にうとい流域住民は、やがてすれば築堤やダム工事に大きな期待を寄せております。しかし、それには必ず上流における砂防が伴わなくてはなりません。砂防を忘れた治水事業は、いわゆる安物買いの銭失いということになるのであります。しかし、それが新五カ年計画の実体であります。きわめて非科学的であつて、全くその場のがれの治水行政というのほかはありません。

十五年間で水をなくしようという治水水系計画は、わが国治水行政のビジョンであります。議長(船田中君) 岡本君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○岡本隆一君(統) そのビジョンに照らしてあまりにも貧弱な新五カ年計画が、さらにこのように非科学的で、治水の本義をわきまえないものとなつては、私はそれを承認することはできません。これが本案に反対する第二の理由であります。(拍手) わが国の治水行政が災害待ち行政といわれるゆえんのもの、以上のごとき政府の非科学的にして、当面を糊塗すればよしとするその場のがれの

態度に基づくものであります。災害日本と呼ばれるわが国の政府は、もっと抜本的な治水対策を早急に樹立すべきであります。いまこそ国会は、き然としてこの現実を認め、政府の姿勢を正さしめるため、本案を否決し、あらためて治水の本義に立つて、科学的にして、万全の治水計画を横立せしめるべきであります。諸君の御賛同を期待して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び母子保健法案(内閣提出)の趣旨説明

昭和四十年三月十八日 衆議院会議録第十九号

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び母子保健法案(内閣提出)の趣旨説明

ます。

精神衛生施策は、近年とみにその重要性を加えてまいつたのでありますが、最近における向精神薬の開発等精神医学の格段の発達とも相まって、必ずしも現行精神衛生法は新しい事態に即応し得なくなつてまいつたのであります。したがいまして、政府といたしましても、精神障害者に関する発生予防から社会復帰までの一貫した施策をその内容とする法改正をかねがね準備中のところ、その機運が熟してまいつたため、今回精神衛生法の一部改正を行なおうとするのであります。

改正の第一点は、都道府県が精神衛生センターを設置することができることとした点であります。従前、都道府県等は、精神衛生に関する相談指導等を行なうための施設として、主として保健所に精神衛生相談所を併設していたのであります。が、この程度のもものでは、とうてい現下の精神衛生施策の進展に即応するものとはいへませんので、今回これを廃止し、別に新たに都道府県における精神衛生に関する総合的技術センターたる精神衛生センターを設けて、知識の普及、調査研究を行なうとともに、保健所が行なう精神障害者に関する訪問指導について技術援助を行なおうとするものであります。

改正の第二点は、警察官、検察官等の精神障害者に関する申請通報制度を整備することにより、精神障害者の実態を把握し、都道府県知事が行なう入院措置に遺漏なからしめるとともに、その医療保護に万全を期することとした点であります。

改正の第三点は、新たに緊急の場合における措置入院制度を設けた点であります。精神障害者は、その疾病の特質上、間々自傷他害の著しい症状を呈することがあり、社会公海上及び本人の医療保護のためゆゆしい問題を生じますので、都道府県知事は、精神衛生鑑定医の診察を経た上で、四十八時間を限り、これを緊急入院させ得ることとしたのであります。

改正の第四点は、向精神薬の著しい開発等精神医学の発達により、精神障害の程度の違いにかんじよつては必ずしも入院治療を要せず、かえつて通院による医療を施すことがきわめて効果的となつた事情にかんがみ、精神障害者につき、新たにその通院に要する医療費の二分の一を公費負担することとした点であります。

改正の第五点は、在宅精神障害者に関する訪問指導体制の充実をはかつた点であります。そもそも在宅精神障害者の把握とその指導体制の整備は、精神衛生施策の展開をはかる上できわめて重要なことでありまして、第四点の通院医療費の公費負担制度の新設と表裏一体の関係にあり、今回の法改正の主要点をなすものであります。この見地から、新たに保健所の業務として、地域における精神障害者の訪問指導等を加え、また、保健所にもつぱら精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員を配属し、その実をあげることとしたのであります。

改正の第六点は、最近における施設の整備状況等にかんがみ、従来認められていた精神障害者の

私宅監置制度たる保護拘束制度を廃止し、それらの患者はすべて精神病院に収容することとして、その医療保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

以上をもつて、この法律案の趣旨の説明を終わります。次に、母子保健法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、かねてより児童福祉行政の一環として妊産婦、乳幼児の保健指導等の母子保健対策を講ずることにより、その健康の保持増進につとめてまいつたところでありましたが、先進諸国に比べて、わが国の妊産婦死亡率は、いまだに高率にとどまり、また、戦後著しく改善向上を見た乳幼児の死亡率、体位、栄養状態等についても、その地域格差が依然として縮小されない等、なお努力を要する課題が残されております。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりますために、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための措置を講ずるとともに、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、母子保健法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

最初に、この法律案におきましては、母子保健に関する原理として、健全な児童の出生及び育成

の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重並びに心身ともに健全な人として成長してゆくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進がはかられるべきことを明らかにするとともに、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめるべきことを明確にいたしております。

次に、母子保健の向上に関する措置の第一として、母子保健に関する社会一般の知識の啓発及び従来児童福祉法において都道府県知事または保健所長の事務とされておりました妊産婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等につきましては、今回これを市町村長が行なうべき事務とすることにより、母子保健事業が住民により密着した行政として一そその効果が期待できるよりに配慮するとともに、いわゆる未熟児に対する訪問指導及び養育医療については、その事業の特殊性にかんがみ、都道府県知事または保健所長において行なうようにならしてあります。

第二に、妊産婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に関し、市町村が必要な援助につとめることを規定いたしております。

第三に、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある疾病にかかる医療についての妊産婦に対する援助であります。これは妊娠中毒症対策を中心とする母体または胎児の保護のために必要な援助につき都道府県が努力すべきことを明らかにしたものであります。

最後に、母子保健施設に関する規定であります

が、これは、従来から、市町村における母子保健事業の拠点として重要な役割りを果たしてあります。母子健康センターについて、市町村がその設置に努力すべきことといたしております。

以上が、母子保健法案の趣旨でございます。(拍手)

精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び母子保健法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。河野正君。

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました精神衛生法の一部改正に對して、総理はじめ厚生大臣、その他関係各大臣に對し、若干の質疑を行ない、あわせて国民の疑問や不安に對し、率直に説明せられんことを要望するものであります。(拍手)

今日、佐藤内閣の最大の政治課題は、所得倍増計画の後半期におけるひずみ是正の施策をいかに具体化するかとということにあらうと思つております。しかるに、さきに編成されました四十年年度予算を見ても明らかのように、その特徴は、第一に、ひずみ拡大予算であり、第二に、社会保障を独立採算のワク内に押し込もうとする事業化予算であつたのであります。特に、急テンポの経済成

長下における国民生活の立ちおくれを防ぐ方策は、まず憲法第二十五条の、いわゆる健康にし、文化的な生活を確立することで行なければならぬのであります。しかるに、佐藤内閣は、いたずらに社会開発、人間尊重の新語をまき散らす、ひずみ拡大内閣に終始いたしましたのであります。

すなわち、具体的なその一つのあらわれは、国民の健康を守る国民医療はだんだんと軽視され、いまや健康保険法の改悪等、人命尊重の基本である医療保障は、まさに崩壊の危機に立たされておるのであります。したがって、国民は、佐藤総理の社会開発、人間尊重の政策に、だんだん疑問を抱くに至つておると思つております。国民医療や医療保障の後退という現実には、総理は一体矛盾を感じられないのかどうか。

さらに、いま提案せられた精神障害者対策につきましても、すでに御承知のごとく、一昨年のライシヤワー刺傷事件以来、近くは、名古屋の猟銃乱射、東海道線の列車爆破未遂事件等、いづれも精神病患者の犯罪であることが明らかとなりまして、いわゆる野放し精神病患者対策は、が然重要視されるに至つたのであります。かりに、昭和三十八年における厚生省の調査を見ても明らかのように、広い意味での精神障害者の数は、実に百二十四万人の多きに達しているものであります。しかし、それら患者に對する施設は、全国に約九百カ所、十三万六千ベッドで、定員をこえて収容しながら、野放し精神障害者は、なお八十万人をこえているのであります。政府の無策にいまさら

驚き入りますとともに、その抜本的な対策は焦眉の急となつておるのであります。

ここに、私は、政府のその無定見ぶりを国民にかわつて強く責めますると同時に、厚生大臣に、その抜本的な対策についての御見解を伺いたいと思つておられます。

また、その対策の万全を期するためには、困難な危険性の判断や、人権問題等、精神障害者の特殊性から、各界の衆知を集め、かつ慎重を期することがきわめて必要であると思つておられます。その意味で、各界の英知を集めた精神衛生審議会の意見はきわめて貴重なものであります。ところが、本改正案におきましては、その精神衛生審議会の貴重な意見がことごとく無視され、また、はなはだしきに至りましては、総理の諮問機関である社会保障制度審議会の意見のごときは全く一顧だに与えられておらぬのであります。この事実

は、政府の誠意が疑われるのみならず、明らかに法違反の行為だと私も断ぜざるを得ないのであります。(拍手)さきには、医療費問題をめぐり、中央医療協議会の答申を尊重しなかつたために、国民医療の混乱を招いたことは、御承知のとおりであります。このような諮問機関、審議会の貴重な意見や答申に對し、政府、特に総理がどのような責任を感じておられるのか、この際特にお尋ねを申し上げておきたいと思つておられます。さらに具体的な点について論じてまいりたいと思つておられます。

も、さきにも申し述べましたように、精神障害者の収容施設の不足は実に目に余るものがあります。たとえば、三重県では一万九千九人の推計患者のうち八千五百人が要入院患者といつておられます。収容施設のほうは二十病院でベッドはわずか三千二百九十ベッドにすぎないのであります。

また、愛知県では、要入院患者の推計が一万六千六百人に對しまして、ベッド数は実にその四割という寒々しい実情であります。したがって、その解決には大幅な財政措置がきわめて緊要であると思つておられます。

いま一つは、法第二十九条による都道府県知事の入院措置による経費が義務的なものであることは、法第三十条によつて明らかであります。しかるに、政府は法を全く無視し、具体的にワクを示し、実質的に補助金の圧縮を行なうという暴挙をあえて行なつておるのであります。したがって、そのために各都道府県におきましては患者入院費の支払いに事欠いておる現状であります。たとえ、群馬県のごときは新規の強制収容を中止し、また、すでに収容中の患者三百四十人まで無理に退院させるという非常措置に出ているのであります。このように、精神鑑定医が重症患者であると鑑定いたしましたしても入院させることができせんし、また、危険な患者が無理やり退院させられるなど、それが予算の都合といふときは、われわれの全く許すことのできない重大問題であります。(拍手)人命軽視もはなはだしといわなければならぬのであります。法第三十条は、その法文

の上からも明らかに義務的なものと考へるのでありますが、この点、大蔵大臣の率直な御意見を承りたいと思つております。

財政に次いで第二の問題点は、いわゆる患者の人権問題であります。特に昨年は、患者の通報制度の改革案が発表されました、たちまち重大な人権問題として学界その他世論の激しい反響をこうむつたのであります。このことはまだ耳新しい問題であります。しかるに、今回の改正案を見ても、警察官からの通報に對しその職務執行の範囲が拡大されてるのであります。精神障害者の犯罪防止は、治安の上からももちろん重要であります。しかし、さればといつて、患者の人権もまたきわめて重要であります。

今回の警察官の職務執行権の拡大は、患者の人権を侵すようなことにならないのかどうか、人権擁護の立場から、この点は国家公安委員長に對しまして、お母ねを申し上げておきたいと思つております。

また、犯罪防止と刑法との関係であります。戦前の刑法では、拘束の点でややもたしますと行き過ぎのきらいがあつたと思つて、さきに法務大臣も新聞で談話を発表されておつたようにございまして、今日精神障害者の犯罪防止に對していかなる御見解を持っておられますか。この点はひとつ法務大臣に率直な意見を承つておきたいと思つております。

いま一点、犯罪防止の上で重大な点は、いわゆる精神障害者と正常な人間との間のボーダーライ

ン層の問題であります。特にこのボーダーライン層の劣等感、孤独感といった異常心理の状態が、案外多くの問題をかかえておられるのであります。東京工大の宮城教授のごときは、日本には異常心理学の伝統がない、かように喝破されておるのであります。したがつて、今日まで一部で首点といわれてまいりましたこの分野の検討は、治安の上からも、学問の上からも、きわめて重要な点であらうと思つておられます。この異常心理の問題につきましても、厚生大臣のほうからひとつ御見解を承つておきたいと思つてございませう。

最後に承つておきたいと思つておられます、適正医療についてであります。今回の改正案によりまして、精神障害者の適正な医療の普及のため、通院医療にも六カ月に限り国がその二分の一の負担を行なうというものであります。しかし、現在でも仮退院の制度がございまして、しかも、それらに對しましてはすでに全額負担が実施されておるのであります。したがつて、今度のいわゆる適正医療こそは全く見せかけの適正医療であつて、逆の制度なりとわれわれはいわなければならぬのであります。(拍手)特に重視しなければならぬ点は、今回あらためて都道府県の知事に対し、入院措置の解除の権限が付与せられておる点であります。すなわち、これらの改正や新しい権限は、直ちに経費削減と結びつく可能性が存するがゆゑに、私どもはこの問題を非常に重要視するのであります。すなわち、この適正医療は、患者や家

族、保護者にきわめて大きな影響を及ぼす重大問題といふべきであります。この点は厚生大臣の率直な御見解を承つておきたいと思つております。以上、数点の問題を取り上げ、お答えを願つてもありますが、これを一言にして要約いたしますと、本改正案は、野放し精神病対策という美名に隠れ、あるいは精神病患者の犯罪防止という社会的要求に便乗して行なつた、精神病安上がり政策なりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)したがつて、私は國民にかわり、それぞれ関係各大臣から誠意あるお答えをいただくことを切に要望いたしました。私の数点にわたります質問を終わらんとするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 内閣総理大臣の答弁は適当な機会に願ふことといたします。

〔國務大臣(神田博君) 河野議員の第一点は、精神衛生に關する抜本的対策いかんという趣旨にお聞きいたしました。精神衛生対策は、近來とみにその重要性を加へてまいつております。最近における向精神薬の開発等精神医学の発達により、今後は、精神障害の早期発見、早期治療、社会復帰の促進等について重点的な施策を講じてまいりたい、かように考えております。

第二は、異常心理に對する行政的態度いかんという趣旨に承りました。異常心理につきましても、医学と心理学の境界領域にありまして、それぞれ独自の研究が進められておるので、学問上の成果につきましては、そのつど行政面に反映

させていきたい。具体的には、異常性格者あるいは精神病患者といわれる人たちについて、自傷他害のおそれがあれば措置入院させ、そのおそれがないものであれば、一般的な精神衛生対策の一環として適切な指導をとつてまいりたい、かように考えております。

なおまた、通院医療費の公費負担制度は、措置費の節減をはかることを考へておられるのではないかと、御承知の上、通院医療については、最近における向精神薬の飛躍的開発等精神医学の発達によりまして通院医療の比重が高まつたため、精神障害の早期治療、社会復帰の促進をはかるため実施しようとするものであります。

措置解除を法律に規定したのは、人権保障の立場から、いわゆる措置症状がなくなつた場合にはすみやかに措置解除すべきことを規定しただけでございまして、通院医療を行なつて措置費の節減をはかる、こゝろが趣旨ではございません。以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣(田中角榮君) 精神衛生対策の予算が不足であるということでございます。しかし、政府は、精神障害者対策の強化ということに對しては、四十年予算編成にあたりまして最も重点施策としてこれを取り上げたわけでございます。一挙に施設を整備できないということにつきましては、財政上の理由だけではなく、御承知のとおり、人的、物的な設備の問題もございまして、

財政の許す限りにおいて努力をいたしておるわけ
でございます。四十年度の予算を見ていただければ
おわかりになるとおり、三十九年度に對しまして
二二・八%増しの百六十四億円を計上しておる次
第でございます。

第二の問題は、精神衛生法第三十条による問題
でございます。新聞に報道せられた群馬県の事件
を指摘せられて、国が補助をいたさないために入
院患者を強制的に入院させるような事例がある
ということでございますが、本件につきましては、
御指摘のとおり、予算の査定にあたりましては、
実情に合った見積もりを行なっておるわけでござ
います。実施の過程においていろいろ問題が起
こることは間々あることでございます。しかし、
御指摘のように、精算補助でございますので、本
件に關しましては、国の法律の規定に従いまして
不足額を精算して補助をするというたてまえに
なっておりますし、国もそのように法律義務を果
たしておりますので、過程において予算がある意
味において不足をするということにはございませ
が、一時地方財政で立てかえをする等によつてま
かない得るものでございまして、最終的には法律
の規定に従つて精算補助をすることは御指摘のと
おりでございます。(拍手)

○国務大臣(高橋等君) 精神障害者により残忍な
犯罪があつたと断たないことは、まことに遺憾にた
えないところであります。その犯罪を未然に防止
するためいろいろ苦心をいたしております

が、このことは単に治安当局に限らず、各關係機
関、国民各層の協力により、保安上危険な精神障
害者の早期発見、隔離、医療等の一貫した総合的
施策が必要であります。今回の精神衛生法の改正
はこの趣旨に沿つたものと考えます。

法務省におきましても、精神障害者対策を刑事
政策上の重点目標の一つとして取り上げ、検察庁
において、専門家による精神障害者の早期発見と
事件処理の適正を期しており、また、矯正保護機
関においても、精神障害者の隔離と治療の徹底に
ついて積極的な施策を講じてつあります。

また、精神病者の強制隔離の場合に、人権を擁
護いたしますために、現在の法制審議会におき
まして、犯罪性精神障害者に対する保安制度
の法制化について検討を行なつておる次第でござ
います。(拍手)

○国務大臣(古武恵市君) お答えいたします。
このたびの精神衛生法の改正によつて、警察官
の職務執行にあつては権限が拡大されたが、行き
過ぎのようないかたはなにかという御趣旨の御質問
でございます。

今回の改正の第一点は、自傷他害のおそれのあ
る精神障害者を発見した場合に、直ちに保健所等
に通報する義務を課したのが一つでございます。
もう一つは、精神病院に入院中の自傷他害のおそ
れのある患者が無断で退去した所在不明の場合
に、精神病院の長から探索を求められました際
に、警察官がこれを発見しました際、管理者にこ

れを通報し、引き取りが行なわれるまで二十四時
間これを保護するという趣旨のものでございま
す。したがうして、本件の施行にあたりまして
は、専門医等の意見を十分聞きまして、指導に遺
憾なきを期する所存でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 伊藤よし子君。
〔伊藤よし子君登壇〕

○伊藤よし子君 私は、日本社会党を代表いたし
まして、ただいま御提案になりました母子保健
法案について御質問をいたしたいと存じます。
(拍手)

かねて、私も社会党におきましては、母子保
健の重要性にかんがみ、数年前に母子栄養法案を
国会に提出し、また昨年の第四十六回国会には、
母性の保健及び母子世帯の福祉に關する法律案を
提出いたしております。残念ながら、これらの法
案は今日まで審議されずに廃案になつております
が、今回政府におかれましては、おくれればせなが
ら母子保健の重要性にお気がつかれ、今回単独法
案としてこの母子保健法を提出されたことにつ
いては、その限りにおきまして私も一歩前進と思
いますが、問題はその内容についてでございます。

この法案の目的は、ただいま御説明がございま
したように、母性及び乳幼児の健康の保持、増進
をはかるため、母子保健に關する原理を明らかに
するとともに、母性及び乳幼児に對する保健指

導、健康診査、栄養補給、医療その他の措置を講
じ、もつて国民保健の向上に寄与することだとい
たつてございます。この目的はけっこうでござい
ますが、さてそのために具体的にどのような施策
をされるのかといふと、率直に申しまして、
取り立てて見るべきものはございません。また、
法案全体を拝見しましても、まことにお粗末で
ございまして、この点は、総理の諮問機關でござ
います社会保障制度審議会の答申にも、本案は、母
子の健康確保の方向にわずかに一歩を踏み出した
にすぎないものであつて、各都面に未熟、不備、
不徹底な点が多く、特に優生保護法との關係その
他医学的に検討すべきものがある云々といひま
すが、私もまさにそのとおりと思つたことござい
ます。(拍手)総理はこの答申をごらんになりました
でしょうか。また、ある社会保障専門の週刊誌に
よりますと、ないよりはあつたほうがいい程度
で、未熟児問題を取り上げているこの法案自体が
未熟児の状態で誕生しなければならぬことは、
何とも皮肉なことだと批評をいたしております
が、そう言われてもしかたないような内容である
と思つたことでございます。(拍手)

そこで、私は、まず総理大臣にお伺いしたいの
でございますが、佐藤総理が、日ごろから人間尊
重ということを政治的信条として強く打ち出して
おられることは天下周知のところでございます。
その人間の生命を生み出す基礎である母体、母性
を尊重し、未来の社会をになう健全な子供を生み
育てるため、国が率先して母と子の健康を守るこ

精神衛生法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する河野正君の質疑 母子保健法案の趣旨説明に對する伊藤よし子君
の質疑

とは、人間尊重の基本的な第一歩でございます。最もこれは重要なことではないかと考えます。(拍手)ところが、今回お出しになりましたこの母子保健法案は、ただいまも申し上げましたように、まさに未熟なものでございまして、佐藤総理の人間尊重というお考えにはほど遠いものと考えます。これでは、昨年出された母子福祉法、

一昨年出された老人福祉法などと同様、一連の名前はりっぱであっても実の伴わない宣伝的な法案にすぎず、参議院選挙対策などと疑われても弁明の余地のないものではないかと考えますが、この点、佐藤総理はどのようにお考えになっておりますか、御所見が承りたいと存じます。(拍手)

次に、厚生大臣にお伺いしたいのでございますが、この法案はことしの一月に出された中央児童審議会の母子保健対策部会の中間報告をもとに作成されたとお存じますが、この中間報告の中で最も重要な部分として、分べん対策というものがあげられており、健全な母体は児童の健全育成の基礎であり、健康で文化的な家庭生活のかなめである、したがって、諸外国でも妊娠、分べんを全く個人のできごととしてとらえている国は少なく、国家が母性に対して特別の保護を与えている

ということを指摘し、わが国におきましても妊娠、分べんに対する社会的責任を明らかにすることが必要であるといっておりますが、私もまさに

同じ考えを持つものでございまして、母性の保健を考へる場合、分べんの給付、また出産、育児手当制度の整備をすることは根本的に重要な問題と考えますが、この問題について触れておられないのはどのような理由か、厚生大臣にお伺いしたいと存じます。

なお、現在、社会保険各法には、被保険者及び扶養者に対する分べん費、出産手当費、育児手当等の規定はございませぬけれども、その給付は非常にまちまちであります。これを実情に応じて増額すると同時に、格差をなくすること、また一般婦人を対象とした国民健康保険法では助産費及び助産の給付が任意規定になっておりますの、必ず給付の対象にできるように国として助成をすることは当面緊急を要する問題と考えます

が、この点、厚生大臣はいかにお考えでございませぬか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、最近では初回妊娠を人工中絶する若い女性の増加と、適正を欠く妊娠中絶等によって母体をそこなう婦人が多数に出でおります。この点、結婚前の教育と同時に、強力な家族計画の指導が必要と考えますが、この点はどうのような扱いをされているかお伺いしたいと存じます。

六週間休養及び保障が、単に紙の上の規定でなく、完全にとれるように、またしはば流産の原因ともなるつわりについてはつわり休暇がとれるような、必要な施策を講ずることが大切と考えますが、これら働く婦人に対する対策をどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと存じます。また、これと関連いたしましたして、ILOの三号と百三号の母性保護に関する条約は、母子保健法制定のたてまえから申しましたが、これと並行してこれらの条約の批准を促進すべきと考えますが、この点いかにお考えか、あわせてお伺いしたいと存じます。

次に、この母子保健法案の一つの大きな柱といまして、従来保健所を中心に行なってきた母子保健事業を市町村に移譲することによって、住民に密着し、地域の実情に応じた援助等ができる

としておられますが、はたしてそのようにまいりますかどうか、私は大きな疑問を持つのでございませぬ。本来、国民の保健行政は、母子保健も含めて保健所を中心に行なうべきでありまして、現在の保健所が一般的な保健、環境衛生等のため手

一ぱいで、その上医師等の衛生技術者の充足がで

をはかるべきではないかと考えます。そうしてその統括と指導のもとに地域の市町村の協力を得て母子保健業務を進めることが本筋ではないかと考えます。そうでないと、ただでさえ弱体な保健所が一そう弱体になるのみか、保健行政の一貫性を欠き、混乱を招くことにもなりかねないと考えるのでございますが、この点、厚生大臣はいかにお考えでございませぬか。また、母子保健センターと保健所の関係はどのようになるのでございませぬか、この点あわせてお伺いしたいと存じます。

次に、私は特に厚生大臣、自治大臣にお伺いしたいのでございますが、この法案にあるように、市町村において住民に密着した母子保健事業を実施しようとするには、当然のことながらその財政的な裏づけと保健担当職員の増員がされなければ、ただでさえ困からの仕事でお手あげの市町村の職員の過労にもなり、せつかくの法制定の実効

もあがらないと考えるのでございませぬ。この点、特に申し上げますように、自治大臣の御所信を伺いたいと存ずる次第でございませぬ。

最後に、先日私が予算の分科会で御質問をし、明らかにいたしましたところでは、四十年度の予算において新規に低所得世帯の妊産婦及び乳幼児に牛乳一日一本九カ月支給するために一億八千余万円を計上してございませぬ。この点、私も具体的な

す、市町村は妊産婦及び乳幼児に対して栄養の

攝取につき必要な援助につとめるものとするとの

のみで、その法的な根拠がまことに不徹底であ

り、その財政的な裏づけについても規定がござい

ません。この点、法律上積極的な規定を設ける必

要があると考えますが、いかがでございませう

か。また、膨大な本年の国の予算の中で、少な

くとも所得税非課税の世帯の妊産婦、乳幼児にま

でこの際対象を広げることは、もし総理がおやり

になる気があればいまでも不可能ではないと

考えますが、この点、総理大臣のお答えを特にお

願いたしたいと存じます。

以上で私の質問を終わりたいと存じますが、終

わりに臨み、先ほど厚生大臣もおっしゃいました

りたいたと存じます。(拍手)

○議長(船田中君) 内閣総理大臣の答弁は適当な

機会に願うことといたします。

〔国務大臣神田博君登壇〕

○国務大臣(神田博君) 伊藤議員のお尋ねにお答

えいたします。

第一点は、母子保健の向上をはかるため、分べ

ん、出生等に関する給付内容等を改善すべきでは

ないかということでございます。たいへんごもつ

ともなことでございますが、これは全般的な社会

保障制度の内容改善と相まって逐次改善してまい

りたい、かような考えでございます。

第二の、母子保健の見地から、人工妊娠中絶に

つき対策を講ずべきではないかということござ

きを期せという御趣旨に承っております。保健所

は、保健衛生について全般的な責務を有するほ

か、市町村に対し必要な協力を行なうものである

ことは御承知のとおりでございます。市町村に対

する国の財政措置としては、地方交付税によりま

してできるだけだけの配慮をいたしたい、かように考

えております。

また、ILOの勧告についてでございますが、

これは労働省と今後十分協議してまいりたい、か

ように考えております。

母子保健センターの問題でございますが、保健

所は市町村に協力していくことになっております

が、母子保健センターも市町村を中心機関として

考えてまいりたい、十分整備してまいりたいと

思っております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕

○国務大臣(吉武恵市君) 今回の母子保健事業の

市町村移管に伴って市町村に対しどのような財政

的の裏づけをしたかというお尋ねでございます

が、本件につきましては、昭和四十年の地方交

付税におきまして約十億円の経費が基準財政需要

において増額算入をされておるのでございます。

なお、事務職員につきましては、現在の職員を

配置転換等によりまして処理させることにいたし

ております。今後その事務の処理によりまして検

討を加えていきたいと存じております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしま

午後三時十四分散会

出席国務大臣

法務大臣 高橋 等君

大蔵大臣 田中 角榮君

厚生大臣 神田 博君

通商産業大臣 櫻内 義雄君

建設大臣 小山 長規君

自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

厚生省公衆衛生 若松 栄一君

局長 厚生省児童家庭 竹下 精紀君

局長 農林政務次官 館林三喜男君

○明詔を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る十六日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣

昭和四十年三月十八日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

命することを承認した。

警察庁警務局長 後藤田正晴
 警察庁警備局長 秦野 章
 警察庁長官官房 会計課長 洪谷 亮

(政府委員退任)

一、去る十六日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十二日付をもつて警察庁警備局長後藤田正晴は同警務局長に、警察庁長官官房会計課長淺沼清太郎は警察庁警務局人事課長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員任命)

一、昨十七日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十六日付議長において承認した後藤田正晴外二名を昨十七日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

淡 徹郎君 福永 健司君

法務委員

羽田武嗣郎君 馬場 元治君
 前尾繁三郎君 西村 榮一君
 小淵 恵三君 大石 八治君
 佐藤 孝行君 竹本 孫一君
 大蔵委員 竹本 孫一君 西村 榮一君
 文教委員 大石 八治君 馬場 元治君
 農林水産委員 森 義視君
 商工委員 麻生 良方君
 運輸委員 小淵 恵三君 前尾繁三郎君
 通信委員 柳田 秀一君
 建設委員 佐藤 孝行君 羽田武嗣郎君
 予算委員 高田 富之君 松原喜之次君
 決算委員 福永 健司君 松原喜之次君
 農林水産委員 淡 徹郎君 高田 富之君
 運輸委員 田澤 吉郎君 川俣 清音君
 伊能繁次郎君

通信委員

森 義視君
 決算委員 山田 長司君 安宅 常彦君
 (常任委員補欠選任)
 一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

法務委員

福永 健司君 淡 徹郎君
 佐藤 孝行君 大石 八治君
 小淵 恵三君 竹本 孫一君
 前尾繁三郎君 馬場 元治君
 羽田武嗣郎君 西村 榮一君
 西村 榮一君 麻生 良方君
 大蔵委員 馬場 元治君 大石 八治君
 文教委員 西村 榮一君 川俣 清音君
 農林水産委員 大石 八治君 竹本 孫一君
 商工委員 竹本 孫一君 小淵 恵三君
 運輸委員 前尾繁三郎君 森 義視君
 通信委員 羽田武嗣郎君 佐藤 孝行君
 建設委員 松原喜之次君 高田 富之君
 予算委員 高田 富之君

決算委員

淡 徹郎君 高田 富之君
 福永 健司君 松原喜之次君
 一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

農林水産委員

運輸委員

伊能繁次郎君 田澤 吉郎君
 通信委員 柳田 秀一君
 決算委員 安宅 常彦君 山田 長司君
 (理事補欠選任)
 一、昨十七日、災害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

(特別委員辞任)

七日理事辞任につきその補欠
 一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 災害対策特別委員 落合 寛茂君 兒玉 末男君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 災害対策特別委員 兒玉 末男君 落合 寛茂君

(議案提出)

一、昨十七日、議員から提出した議案は次の通りである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
(長谷川正三君外九名提出)

旧金孫勲章年金受給者に関する特別措置法案
(八田貞義君外十一名提出)

一、昨十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

(条約受領)

一、昨十七日、参議院から受領した条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

承認を求めるの件

(議案受領)

一、昨十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

造船法の一部を改正する法律案
一、昨十七日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

市町村の合併の特例に関する法律案
一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、昨十七日、委員会に付託された条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(参議院送付)

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

農地管理事業団法案(内閣提出第九九号)
農林水産委員会 付託
一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

市町村の合併の特例に関する法律案(内閣提出第四一号)(参議院送付) 地方行政委員会 付託

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三九号)(参議院送付)

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第二二三号)

以上五件 大蔵委員会 付託
造船法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)(参議院送付) 運輸委員会 付託

昭和四十年三月十八日 衆議院會議録第十九号

朗誦を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

(予)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

北海道開発法の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

案

(議案通知書受領)

一、昨十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

従来、高圧ガスの取締まりは、加圧、充てん等の製造行為に対しては厳しく、消費行為に対しては緩やかであったが、最近、高圧ガスをタスクローリー等によつて、他から購入し消費す

る工場が急増し、大規模な事故も発生をみているので、特定の高圧ガスの大量消費についての保安規制を強化するため、次のような改正を行なうものである。

1 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス又は液化塩素を一定量以上消費する者(特定高圧ガス消費者)という。は、消費の施設及び方法について都道府県知事に届け出なければならないこととする。

2 消費の施設及び方法について技術上の基準を定め、特定高圧ガス消費者にこれを遵守せしめ、遵守しないときは都道府県知事が基準適合命令を出し得ることとする。

3 特定高圧ガス消費者は、定期に保安のための自主検査を行なわなければならないこととし、また、取扱主任者を選任し保安の監督を行なわせなければならないこととする。

4 高圧ガスの容器には、省令で定める規格に適合するバルブ及び省令で定める付属品を装着していなければならないこととする。

5 本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、高圧ガスの大量消費に関する規制を

強化することによつて、産業技術の急速な進展下における高圧ガス保安体制の確立に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十年三月十七日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近、液化石油ガスによる災害事故が多い実情にかんがみ、政府は、省令による技術上の基準を整備するにあたり、液化石油ガス関係については特に次の諸点に十分配慮して保安の万全を期すべきである。

一、住宅に近接するスタンド等の貯蔵タンクは、可及的速やかに地下式に統一するようにすること。

二、容器間の接合部分の装置、部品の改善につき指導を強化するとともに、自動安全装置の普及と技術開発に努めること。

三、充てん所内の施設の構造、配置等に関する基準については更に研究を進めるとともに、保安

距離についても検討すること。

四、取扱作業員全般に対する保安教育を徹底せしめるとともに、特にタンクローリーの運転手等運搬従事者に対しては、厳重な教育、指導を行なうこと。

五、高圧ガス保安協会の自主的保安活動が活発化するより助成策を講ずるとともに、液化石油ガスの需給安定について、政府においても格段の努力をすること。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、わが国経済の発展に対処し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施することを目的とするもので、その内容は、次の通りである。

1 農林大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五箇年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治水事業五箇年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 以上に伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行なうものとする。

二 議案の可決理由

本案は、治山治水体制を確立する措置として、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には、別紙の通り附帯決議を附することに決した。また、原案に対しては、日本社会党の岡本隆一君外二名より、修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。その内容は、水害常襲地帯に関して修正しようとするものである。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度特別会計予算、農林省所管固有林野事業特別会計固有林野事業勘定及び治山勘定に、二千五十五万九百六十一円、建設省所管治水特別会計治水勘定に、九百八十四億二千六百十五万円がそれぞれ計上されている。右報告する。

昭和四十年三月十七日

建設委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の裏づけとなる治山治水事業新五箇年計画は、わが国における治山治水事業の現状にかんがみ、その規模あまりにも過小にして、国民の期待に反するものである。よつて、治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画については、決定された投資規模のわくを更に早期に拡大改訂をなすべきこと。

二、各地において、連年の水害になやむ、その地域の住民の生活は、誠に不安なものがある。よつて、政府は、治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画の策定に当たつては、水害常襲地帯について、その地域住民の生活を安定させるため、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を他の地域に優先してとるべきこと。右決議する。

衆議院会議録第十八号中正誤

ページ 段行 誤

二八四 二 三 とき

二八九 一 八 自主

とき 正

自立

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし原簿紙は三十円)
配送料共

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)